

「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の運用について」

(平成13年3月30日付け12生畜第1826号農林水産省生産局長、水産庁長官通知)一部改正新旧対照表 (下線部分は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 飼料添加物の指定等</p> <p>農林水産大臣が飼料添加物の指定を行おうとする場合は、農業資材審議会の意見を聴くこととされている（法第2条第3項）。</p> <p>飼料添加物の指定については、その必要性が高く効果が明らかで、かつ、安全性の確認されたもののうちから、必要最小限の範囲において行われることとなる。このため、指定されていないものについて新たに飼料添加物としての製造、輸入等を行おうとする者は、事前に当局と十分な協議を行い、当局の指示を受けることが必要である。</p> <p>なお、飼料添加物の指定等に際しては、「飼料添加物の指定等に際し提出すべき資料等について」（昭和55年2月4日付け54畜A第5002号、54水振第3381号畜産局長、水産庁長官通知）及び「生菌剤を飼料添加物に指定するための資料の提出等について」（平成4年1月30日付け4畜A第25号畜産局長、水産庁長官通知）に基づき、資料等を提出するものとする。</p> <p>また、色調強化剤等の化学合成品又は微生物を用いて製造する酵素剤の取扱いについては、「未指定品目の取扱い等について」（昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知）の趣旨に基づき、飼料添加物として指定されるまでは、販売又は使用を控えることとされたい。</p> <p>なお、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に規定する食用青色1号又は食用青色2号については、<u>関税暫定措置法</u>（昭和35年法律第36号）第9条第1項及び第2項に基づき飼料の製造用原料品の軽減税率を受けるために必要最小量を用いる場合は、ここでいう未指定品目に該当しない。</p>	<p>第2 飼料の製造等に関する規制</p> <p>1 飼料添加物の指定等</p> <p>農林水産大臣が飼料添加物の指定を行おうとする場合は、農業資材審議会の意見を聴くこととされている（法第2条第3項）。</p> <p>飼料添加物の指定については、その必要性が高く効果が明らかで、かつ、安全性の確認されたもののうちから、必要最小限の範囲において行われることとなる。このため、指定されていないものについて新たに飼料添加物としての製造、輸入等を行おうとする者は、事前に当局と十分な協議を行い、当局の指示を受けることが必要である。</p> <p>なお、飼料添加物の指定等に際しては、「飼料添加物の指定等に際し提出すべき資料等について」（昭和55年2月4日付け54畜A第5002号、54水振第3381号畜産局長、水産庁長官通知）及び「生菌剤を飼料添加物に指定するための資料の提出等について」（平成4年1月30日付け4畜A第25号畜産局長、水産庁長官通知）に基づき、資料等を提出するものとする。</p> <p>また、色調強化剤等の化学合成品又は微生物を用いて製造する酵素剤の取扱いについては、「未指定品目の取扱い等について」（昭和55年11月25日付け55畜A第4625号畜産局長通知）の趣旨に基づき、飼料添加物として指定されるまでは、販売又は使用を控えることとされたい。</p> <p>なお、食品衛生法施行規則（昭和23年厚生省令第23号）別表第1に規定する食用青色1号又は食用青色2号については、<u>関税定率法</u>（明治43年法律第54号）に基づき飼料の製造用原料品の免税を受けるために必要最小量を用いる場合は、ここでいう未指定品目に該当しない。</p>